

高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この要領は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づき支給する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）及び県が独自に支給する授業料等に相当する額の支給に関し、法、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「施行規則」という。）、高等学校等就学支援金交付金交付要綱（平成22年4月16日文部科学大臣決定）及び高等学校等就学支援金事務処理要領（平成26年4月文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室決定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 就学支援金（通常）（法適用分）

(支給の目的及び対象)

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、公立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、県内の公立の高等学校に在学する生徒であって、日本国内に住所を有するもの（以下「生徒」という。）のうち、法第4条の規定により就学支援金の受給資格を有すると認定を受けた者（施行令第1条第3項の規定により認定を受けた者を除く。）（以下「受給権者」という。）の授業料に充てるものとして、予算の範囲内において就学支援金を支給する。

(受給資格及び額)

第3条 就学支援金の受給資格及び額は、法第3条及び第5条の規定によるものとする。この場合において、新生及び3月又は9月に選考が終了している編入生については、入学の許可があった日の属する月の初日に在籍したものとみなす。

(受給資格の認定等)

第4条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1による受給資格認定申請書（以下「申請書」という。）に保護者等の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）又は課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添えて、県立高等学校長又は市町村（以下「学校長等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われ、所得制限に該当することにより受給資格認定されなかった生徒が再度申請を行う場合には、原則として保護者等の個人番号カードの写し等を添付しなければならない。ただし、当該生徒が同一の高等学校及び課程に在籍している場合で、第4条第1項及び第13条第4項に規定する受給資格認定申請又は第7条第1項及び第15条第1項に規定する保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出の際に保護者等の個人番号カードの写し等を提出したことがあり、

かつ保護者等に変更等の事由が生じていない場合に限り、当該保護者等の個人番号カードの写し等の添付を省略することができる。

- 3 学校長等は、申請書の提出があったときは、当該申請書等に基づき支給要件を確認した上で、様式2による認定申請者一覧を作成し、申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、生徒の就学支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上で、様式5により学校長等に通知するものとする。
- 5 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式6又は7により生徒に通知しなければならない。

(受給資格の消滅)

- 第5条 学校長等は、受給権者の受給資格が消滅したときは、様式8による資格消滅者一覧を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による資格消滅者一覧の提出を受けたときは、審査の上その結果を様式11により学校長等に通知するものとする。
 - 3 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式12又は13により生徒に通知しなければならない。

(授業料額の変更)

- 第6条 学校長等は、受給権者の授業料の変更があったときは、様式14による授業料額変更届を教育委員会に提出しなければならない。

(保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出等)

- 第7条 受給権者は、毎年度所定の期日までに様式1による収入状況届出書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等（以下「所得判定に係る書類」という。）を添えて学校長等に提出しなければならない。ただし、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われている受給権者の場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、保護者等について変更等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書及び変更後の保護者等の所得判定に係る書類を学校長等に提出しなければならない。ただし、既に変更後の保護者等の所得判定に係る書類を提出している場合は、当該書類を添付することを要しない。
 - 3 学校長等は、受給権者から収入状況届出書等が提出されたときは、当該収入状況届出書等に基づき支給要件を確認した上で、様式15による収入状況届出者一覧を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
 - 4 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出書の提出があったときは、審査の上、その結果を様式16により当該学校長等に通知するものとする。
 - 5 教育委員会は、受給権者が第1項に規定する収入状況届出書を提出しないときは、就学支援金の支給を差止めることができる。
 - 6 教育委員会は、前項の規定による支給の差止めを決定した場合は、様式18により学校長等に通知するものとする。
 - 7 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに様式19により生徒に通知

しなければならない。

(支給停止等)

第8条 受給権者は、休学により就学支援金の支給停止を希望する場合は、様式20による支給停止申出書を学校長等に提出しなければならない。

2 教育委員会は、就学支援金の支給の停止を決定したときは、様式22及び23により学校長等に通知するものとする。

3 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、様式23により受給権者に通知しなければならない。

(支給の再開)

第9条 前条の規定により、就学支援金の支給を停止された受給権者が、支給の再開を求めるときは、様式24による支給再開申出書に収入状況届出書等を添えて、学校長に提出しなければならない。

2 教育委員会は就学支援金の支給の再開を決定したときは、様式26及び27により学校長等に通知するものとする。

3 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、様式27により受給権者に通知しなければならない。

(支給実績の証明)

第10条 就学支援金の受給資格が消滅した生徒が、再び第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請をするときは、第5条第3項の規定による通知を添付しなければならない。

2 生徒は、第5条第3項の規定による通知を紛失した場合は、様式28により教育委員会に支給実績証明書の発行の申請をすることができる。

3 教育委員会は、前項の規定に基づく申請があった場合は、様式29による支給実績証明書を発行するものとする。

第3章 就学支援金（家計急変）（法適用分）

(支給の目的及び対象)

第11条 教育委員会は、公立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、施行令第1条第2項の規定により所得制限に該当し、受給資格認定されなかった生徒のうち、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由による離職等により従前得ていた収入を得ることができない場合に、法第4条及び施行令第1条第3項の規定により就学支援金の受給資格を有すると認定を受けた者（以下「特例受給権者」という。）の授業料に充てるものとして、予算の範囲内において就学支援金を支給する。

(受給資格及び額)

第12条 就学支援金の受給資格及び額は、法第3条及び第5条の規定によるものとする。この場合において、新入生及び3月又は9月に選考が終了している編入生については、入学

の許可があった日の属する月の初日に在籍したものとみなす。

(受給資格の認定等)

- 第13条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1の2による受給資格認定申請書（以下この条において「申請書」という。）に家計急変事由を証明する書類（以下「事由証明書類」という。）を添えて、学校長等に提出しなければならない。
- 2 学校長等は、申請書の提出があったときは、当該申請書等に基づき家計急変事由に該当しているか確認した上で、様式2による認定申請者一覧を作成し、申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。
 - 3 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、家計急変事由について審査（以下「1次審査」という。）を行い、認定又は不認定を決定した上で、様式5又は5の2により学校長等に通知するものとする。
 - 4 前項の1次審査において、認定となった生徒は、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等及び家計急変事由発生後の収入証明書類を学校長等に提出しなければならない。
 - 5 前項の場合において、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われ、所得制限に該当することにより受給資格認定されなかった生徒が再度申請を行う場合には、原則として保護者等の個人番号カードの写し等を添付しなければならない。ただし、当該生徒が同一の高等学校及び課程に在籍している場合で、第4条第1項及び前項に規定する受給資格認定申請又は第7条第1項及び第15条第1項に規定する保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出の際に保護者等の個人番号カードの写し等を提出したことがあり、かつ保護者等に変更等の事由が生じていない場合に限り、当該保護者等の個人番号カードの写し等の添付を省略することができる。
 - 6 学校長等は、収入証明書類等の提出があったときは、当該証明書類等に基づき収入要件を満たしているかを確認した上で、当該証明書類等を教育委員会に提出しなければならない。
 - 7 教育委員会は、前項の規定による収入証明書類等の提出があったときは、生徒の就学支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上で、様式5により学校長等に通知するものとする。
 - 8 学校長等は、第3項の規定による不認定の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式6又は7により生徒に通知しなければならない。

(収入回復届出)

- 第14条 特例受給権者は、保護者等の再就職等により、収入要件を満たさなくなったときは、様式53による収入回復届出書及び様式1による収入状況届出書（以下「届出書」という。）に収入が回復したことを証明する書類を添えて、学校長等に提出しなければならない。
- 2 学校長等は、届出書の提出があったときは、当該届出書に基づき様式15による収入状況届出者一覧を教育委員会に提出しなければならない。
 - 3 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出者一覧の提出を受けたときは、審査の上その結果を様式11により学校長等に通知するものとする。
 - 4 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式13により生徒に通知しなければならない。

(保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出等)

第15条 特例受給権者は、毎年度7月及び1月において所定の期日までに様式1の2による収入状況届出書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等及び7月又は1月の直近6か月分の収入証明書類(以下この条において「所得判定に係る書類」という。)を添えて学校長等に提出しなければならない。ただし、個人番号の利用によって保護者等の所得確認が行われている場合及び当該所得判定に係る書類を第13条第4項の規定により既に提出している場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特例受給権者は、保護者等について変更等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書及び変更後の保護者等の所得判定に係る書類を学校長等に提出しなければならない。ただし、既に変更後の保護者等の所得判定に係る書類を提出している場合は、当該書類を添付することを要しない。
- 3 学校長等は、特例受給権者から収入状況届出書等が提出されたときは、当該収入状況届出書等に基づき支給要件を確認した上で、様式15による収入状況届出者一覧を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出書の提出があったときは、審査の上、その結果を様式16により当該学校長等に通知するものとする。
- 5 教育委員会は、特例受給権者が第1項に規定する収入状況届出書を提出しないときは、就学支援金の支給を差止めることができる。
- 6 教育委員会は、前項の規定による支給の差止めを決定した場合は、様式18により学校長等に通知するものとする。
- 7 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに様式19により生徒に通知しなければならない。

(その他)

第16条 受給資格の消滅、授業料額の変更、支給停止等、支給の再開及び支給実績の証明については、第5条、第6条及び第8条から第10条までの規定を準用する。この場合において、「受給権者」とあるのは「特例受給権者」と読み替えるものとする。

第4章 市立高等学校の就学支援金(法適用分)

(就学支援金の交付申請)

第17条 市町村は、就学支援金の交付の申請をしようとするときは、様式39による交付申請書に係る書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(就学支援金の交付決定)

第18条 教育委員会は、前条の規定による就学支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、交付すべき就学支援金を決定し、様式47とともに様式40による交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

- 2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式48により受

給権者に通知しなければならない。

(就学支援金の変更の交付申請)

第19条 市町村は、就学支援金の変更の交付の申請をしようとするときは、様式41による変更交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(就学支援金の変更の交付決定)

第20条 教育委員会は、前条の規定による就学支援金の変更の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、就学支援金の変更の交付を決定し、様式50とともに様式42による変更交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式51により受給権者に通知しなければならない。

(状況報告)

第21条 教育委員会は、就学支援金の支給に関し必要があると認めるときは、市町村に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(就学支援金の支払手続)

第22条 市町村は、就学支援金の支払を受けようとするときは、様式43による支払請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(支払の調整)

第23条 教育委員会は、市町村に対して就学支援金を過払いした場合は、当該過払額について、年度内に限りその後に支払うべき就学支援金の内払とみなすことができる。

(実績報告)

第24条 市町村は、交付の決定を受けた就学支援金について、様式44による実績報告書を当該年度の教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第25条 教育委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が就学支援金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであることを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき就学支援金の額を確定し、様式45による確定通知書を市町村に通知するものとする。

2 市町村に交付すべき就学支援金の額が確定した場合において、既に当該確定した額を超える額が交付されているときは、当該市町村は、当該を超える額に相当する就学支援金を返還しなければならない。

(就学支援金の経理)

第26条 市町村は、就学支援金について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）の定めるところに従い、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

第5章 就学支援金（県単独分）

(支給の目的及び対象)

第27条 教育委員会は、県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、就学支援金の支給対象でない生徒のうち次条の規定により受給資格を有すると認定を受けた者の授業料に充てるものとして、予算の範囲内において授業料等に相当する額を支給する。

(就学支援金の支給の特例)

第28条 教育委員会は、法第3条第2項第1号又は第2号に該当する生徒（次に掲げる生徒を除く。）のうち教育委員会が認めた者に、授業料等に相当する額（高等学校等を中途退学した後、再び高知県立高等学校で学び直す者に対して支給される支援金（以下この条において「学び直し支援金」という。）を受給する資格を有する者については、当該学び直し支援金の額を差し引いた額。以下この条において「標準修業年限超過者等就学支援金」という。）を支給することができる。

(1) 就学に対する本人の意思が著しく欠けている生徒

(2) 授業料等相当する額を支給することがあまりにも公平を欠くと認められる生徒

2 教育委員会は、同時に二以上の高等学校の課程に在籍する受給権者に、その選択した一の高等学校の課程以外の課程について授業料等に相当する額（以下この条において「併修生等就学支援金」という。）を支給することができる。

3 教育委員会は、施行規則第7条第3項及び第4項に規定する単位数を超えて履修する受給権者に、当該超える部分の単位数について授業料等に相当する額（学び直し支援金を受給する資格を有する者については、当該学び直し支援金の額を差し引いた額。以下この条において「履修単位数超過者就学支援金」という。）を支給することができる。

4 標準修業年限超過者等就学支援金、併修生等就学支援金及び履修単位数超過者就学支援金の支給手続等については、第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、当該手続等は、就学支援金を受給する生徒と別に行うものとする。

5 県立高等学校長は、標準修業年限超過者等就学支援金及び併修生等就学支援金（二以上の県立高等学校の課程に在籍する生徒及び高知県立高知北高等学校の衛生看護科の生徒に係るものを除く。次項において同じ。）について、前項において準用する第4条第3項の手続を行うときは、別記様式による意見書を添付しなければならない。

6 教育委員会は、標準修業年限超過者等就学支援金及び併修生等就学支援金について、第4項において準用する第4条第1項の申請があった場合において、必要と認めるときは、就学支援金認定審査会（次項において「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

7 審査会について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第6章 その他

(支給決定の通知)

第29条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合（変更の場合を含む。）は、様式47又は50により県立高等学校長に通知するものとする。

2 県立高等学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、様式48又は51により受給権者に通知しなければならない。

(様式)

第30条 就学支援金等の受給手続等に必要となる様式は、この要領に定めるものを除き、教育委員会が定める「高等学校等就学支援金（新制度）各種様式一覧（都道府県立学校用）」及び「高等学校等就学支援金（新制度）各種様式一覧（市町村立学校用）」によるものとする。

第31条 この要領において規定する手続等は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月15日から施行し、同年3月26日から適用する。

(経過措置)

1 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）

により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、令和4年3月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、令和5年5月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。